

【写】

5台監第110号
令和6年2月28日

殿

台東区監査委員 畑 克 海
同 太 田 龍 彦
同 拝 野 健

令和5年度 指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施しましたので、この結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、本件監査については、元田秀治前監査委員が令和5年10月31日まで関与しました。

1 監査期間

令和5年9月28日（木）～令和6年2月28日（水）

2 対象団体、施設及び主管課

「東京都台東区監査事務実施要領」に定める指定管理者監査対象選定基準に基づき選定し、指定管理者2団体を監査した。

指定管理者、施設及び主管課は、次のとおりである。

指定管理者名	施設名	主管課
社会福祉法人 愛隣団	母子生活支援施設さくら荘	子育て・若者支援課
社会福祉法人 聖風会	特別養護老人ホーム台東	高齢福祉課
	たいとう高齢者在宅サービスセンター	

3 監査の範囲

原則として、令和4年度における指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について実施した。

4 監査の観点

年度計画の基本方針に基づき、指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、その目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、主管課の指定管理者に対する指導・監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 留意事項

協定等に則り、会計経理が適正かつ効率的に執行されているかに留意し監査を行った。

6 監査の方法

監査委員は、指定管理者の出席を求め、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、質疑応答を行うとともに、必要に応じ施設の管理運営状況について実地調査を行った。

また、事務局職員が関係資料や現地の調査等の予備監査を行い、基本的な事実関係を確認した。

(1) 実地監査、予備監査日程

指定管理者	実地監査日	予備監査日
社会福祉法人 愛隣団	11月21日(火)	11月14日(火)
社会福祉法人 聖風会	11月16日(木)	11月8日(水)

(2) 予備監査における主な確認書類

① 主管課

- (ア) 指定管理料等支出に関する書類（指定管理料等支出にかかる原議等諸書類）
- (イ) 当該施設の指定管理に係る根拠となる条例、規則
- (ウ) 基本協定書、年度協定書等
- (エ) 指定管理者に関する調査票

② 指定管理者

- (ア) 指定管理施設に関する事業報告書
- (イ) 指定管理施設に関する決算報告書
- (ウ) 関係諸規程（運営規程、経理規程、個人情報保護の基準等に関する規程等）
- (エ) 給与・サービス関係諸書類
- (オ) 経理関係書類（総勘定元帳、伝票、契約書、現金出納帳、預金残高証明等）
- (カ) 収入関係書類（区委託料等に関する書類、利用料収入に関する書類等）
- (キ) 設備・備品管理関係書類（建物設備関係書類、備品台帳等）

7 監査結果

各指定管理者に対する監査結果は、次のとおりである。

指定管理者名 社会福祉法人愛隣団

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

愛隣団は、キリスト教精神に基づき、多様な福祉サービスを総合的に提供して、一人ひとりの生活を守ると共に、地域の人々の助け合いの輪を広げてゆくことを目的に昭和27年5月に設立され、現在に至る。

主な事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 母子生活支援施設の管理運営

2 対象施設の概要

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施設名	設置条例	指定期間	設置目的
母子生活支援施設 さくら荘	東京都台東区母子生活支援施設条例 (昭和40年台東区条例第9号)	令和2年 4月から 5年間	配偶者のいない女子及びその女子が監護すべき児童等を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する

(2) 施設概要

開設年月	昭和40年4月
建物延面積	714.01㎡
世帯	10世帯

3 施設の決算状況等（令和4年度）

単位：円

施設名	収 益	費 用	区からの 指定管理委託料
母子生活支援施設 さくら荘	1,317,361 円	53,700,361 円	52,383,000 円

第2 監査の結果

母子生活支援施設さくら荘の管理運営にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ、特に指摘・指示する事項はなかった。しかし、事務処理及び施設管理において軽微ではあるが次のような事例があったので、その場で口頭にて注意した。今後の適正、適切な事務執行及び施設管理に留意されたい。

（口頭注意事項）

- ・ 防災備品リストの記載に不備があるもの。
- ・ 階段室の防火扉の調整が必要なもの。

指定管理者名 社会福祉法人聖風会

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

聖風会は、1954年(昭和29年12月)に設立された社会福祉法人である。

理念として「最高に価値あるものをすべての人に」を掲げ、常時介護を必要とし家庭で介護を受けることが困難な高齢者に、常時介護、その他日常生活に必要なサービスを提供し、高齢者の生活を支援することを目的に社会福祉事業（第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業）及び公益事業、収益事業を行っている。

2 対象施設の概要

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施設名	設置条例	指定期間	提供サービス
特別養護老人ホーム 台東	東京都台東区立特別 養護老人ホーム条例 (平成12年台東区 条例第13号)	令和2年 4月から <u>4年間</u> ※	介護福祉施設サー ビス等
たいとう高齢者在宅 サービスセンター	東京都台東区立高齢者 在宅サービスセンター 条例(平成12年台東 区条例第14号)		通所介護、認知症 対応型通所介護等

※当初5年間の予定のところ、令和6年3月31日までに変更された。

(2) 施設概要

所在地	台東1丁目25番5号		
開設年月	平成13年6月		
建物床面積	特別養護老人ホーム台東	4,609.20㎡	
	たいとう高齢者在宅サービスセンター	1,147.49㎡	
定員	特別養護老人ホーム台東	特養50名、短期入所10名	
	たいとう高齢者在宅サービスセンター	一般30名、認知症12名	

3 施設の収支決算状況等（令和4年度）

施設名	収益	費用	区からの 指定管理委託料
特別養護老人ホーム 台東	254,928,163 円	310,841,369 円	41,848,000 円
たいとう高齢者在宅 サービスセンター	65,994,628 円	95,829,163 円	2,513,000 円
計	320,922,791 円	406,670,532 円	44,361,000 円

第2 監査の結果

特別養護老人ホーム台東、たいとう高齢者在宅サービスセンターの管理運営にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ、特に指摘・指示する事項はなかった。しかし、事務処理及び施設管理において軽微ではあるが次のような事例があったので、その場で口頭にて注意した。今年度末で指定管理者は交代することになるが、今後も適正、適切な事務執行及び施設管理に留意されたい。

（口頭注意事項）

- ・ 証憑書類が添付されていないもの。
- ・ 避難階段前に荷物等が置いてあるため、避難上支障があるもの。
- ・ 防災自主点検表の記載に不備があるもの。

8 監査委員との主な質疑応答事項

監査対象指定管理者	社会福祉法人 愛隣団
監 査 実 施 日	令和5年11月21日(火)
主な質疑応答 (Q: 監査委員 A: 指定管理者)	
【母子生活支援施設さくら荘】	
Q	入所は原則として2年間か。
A	台東区では2年後、必要な世帯には利用延長の申請をし、許可をもらっている。
Q	退所者に対しても何か関わりを持っているか。
A	アフターケアが必要な世帯には関わっている。退所時には必要ないと思われる世帯でも、特に男児が思春期になると母親がどうしていいかわからないと相談されることもある。また、障害を持った子供の相談を受けることが多い。
Q	現在待機者はいるか。
A	現在はいない。DV被害者が入所しているため、全国的に施設の住所を公開していないので社会に知られていない。施設という名称に抵抗がある方もいる。その中でさくら荘は必要な人に情報を届けたいため、昔からPRをしている。
Q	処遇改善で予算が増えているのは何か。
A	夜勤職員が1名のため、夜間の警備員を雇っている。国からの「福祉・介護職員処遇加算」の一人月9,000円分の増額である。
Q	都内の同様の施設で子ども食堂を実施しているところはあるか。
A	ここだけだと思う。コロナ以降は世帯分のお弁当を配布する方法で行っていて、菓子とお茶を用意し、参加者の話を聞いている。現在100名分配布。口コミで増えている状況である。
Q	支援計画はどのように作成しているか。
A	支援計画を作らないと支援できない。本来世帯単位の場合が多いが、ここでは母も子も一人一人作成している。
Q	障害児とDVの関係についてはどうか。
A	発達障害の子供が多いが関連性は個々に違うのでわからない。母と子の間で問題があることも多い。知的障害がある場合もある。DVから逃れて入所すると大丈夫と思われているが、ホッとすると精神的な病などが現れることがある。また、子だけには良い父親であることがあり母は葛藤する。時間をかけて助けることが重要であると考えている。

監査対象指定管理者	社会福祉法人 聖風会
監査実施日	令和5年11月16日(木)
主な質疑応答 (Q: 監査委員 A: 指定管理者)	
【特別養護老人ホーム台東・たいとう高齢者在宅サービスセンター】	
Q	運営の赤字については、コロナ禍の影響か。それとも他の要因があるのか。
A	法人としては努力してきたつもりである。もちろんコロナ禍の影響もあったが、地域的に区の南端で送迎できる範囲が狭いこと、商業地で住民が少なく高齢化率が低いこと、競合施設の新設等で、一般デイサービスの利用率が下がったことが大きな要因と考えている。
Q	指定管理者が代わることで、入居者に不安は見られるか。
A	入居者に対しては引継ぎをしっかりとやることで対応していきたい。
Q	備品の引継ぎについてはどうなっているか。
A	区の備品と法人で購入した備品とが混在しており、特定が難しい。現在、引継ぎに際して整理しているところである。新法人に迷惑がかからないようにしたい。
Q	コロナ禍も含め、病気などで入院する入居者はどれくらいいたか。
A	高齢者ということもあり、年25件程度は何らかの入退院があった。
Q	職員の採用に関してはどうか。
A	この業界で共通の問題だが、常勤職員が集まらない。応募者は50代以上が多く、前職が福祉関係でない方も多い。派遣(非常勤)も同様の傾向がある。そして、すぐやめる方も多い状況である。
Q	指定管理者が代わることで、説明会などは行ったか。
A	文書では行ってきたが、今後、これまでコロナ禍で開催できなかった家族交流会を行うので、新法人も参加のもと丁寧に説明をしていきたい。
Q	新法人への引継ぎのスケジュールはどうなっているか。
A	9月28日から開始しており、毎月定例会を開催し、12月中旬からは新法人の職員に常駐してもらう予定である。また、本格的な介護現場での引継ぎは2月頃になる予定である。
Q	利用料の未払事例はあるか。
A	ショートステイの利用で1件ある。分納相談など交渉中である。

9 まとめ

本年度の指定管理者監査は、令和4年度の事務事業の執行について、「監査の観点」を基本とし、主管課の指導監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行なった。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波に加え、諸物価の高騰が様々な事業活動に大きな影響を与えたものの、各指定管理者は利用料金収入や指定管理料を活用し、これまでの管理運営で培った知識と経験、民間事業者としてのノウハウを駆使して、区との協定に沿っておおむね適切に施設運営が行われているものと認められた。

特に特別養護老人ホームでは、施設内において感染症の蔓延を最小限に抑えるなど、入所者やその家族に配慮した対応と努力を評価する。

指定管理者制度は、民間の能力を活かし、効果的・効率的な施設の管理運営が期待されるものである。主管課においては施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、常に新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たるとともに、施設の現状を把握し、区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう適切な指導・助言に努められたい。